

吉岡南第二土地区画整理地内にお住まいの皆様へ 住所変更等の手続きのご案内

吉岡南第二土地区画整理事業の換地処分に伴い、平成30年1月6日から新しい地名「吉岡まほろば一丁目」「吉岡まほろば二丁目」「吉岡天皇寺東」の地名になります。このため、この区域にお住まいの方及び事務所などを設置している法人や会社では、住所や所在地に関連する事項の変更手続きが必要となるものがあります。

なお、住民票や戸籍を区域内に登録している方には、別途、ご案内を送付しています。

◆新しい住所等の表し方について

地区内においては、現在の表記から、「吉岡まほろば一丁目」「吉岡まほろば二丁目」「吉岡天皇寺東」という土地名称(字名)になります。

※ご注意 土地区画整理事業に伴う住所の変更は、「土地名称(字)地番整理」であって、住居表示に関する法律に基づく住居表示法(街区符号と住居番号)とは異なります。

【例示】 1. 「住所」は次のように表示されます。

【旧】 宮城県黒川郡大和町吉岡字北六角××番地の×(△B△L)

【新】 宮城県黒川郡大和町吉岡まほろば〇丁目〇〇番地の〇

【例示】 2. 「戸籍簿」は次のようになります。(ただし、本籍が区画整理地内にある方のみです)

(注)換地処分に基つき、戸籍原本及び戸籍の附票の本籍欄の表示が変更になります。

【旧】 宮城県黒川郡大和町吉岡字北六角××番地×

【新】 宮城県黒川郡大和町吉岡まほろば〇丁目〇〇番地〇

◆郵便番号について

「吉岡天皇寺東」は、「〒981-3631」・「吉岡まほろば一丁目・二丁目」は、「〒981-3632」の番号が新設されますのでお知らせいたします。

なお、吉岡南二丁目・三丁目に変更になる方は、既存郵便番号「吉岡南」の「〒981-3626」となります。

◆手続きについて

換地処分の公告(平成30年1月5日)が行われると、住民基本台帳(住民票)、印鑑登録原票、選挙人名簿などの住所欄、土地・建物登記簿の表題部の所在欄などは、町役場・法務局等が修正しますが、それらも含めて住所変更の手続きが必要な主なものとして、次のものがあります。

(注)手続きに必要な住所変更証明書は、町民生活課、杜の丘出張所で無料発行します。(来庁の際は、本人確認のできる身分証明書をお持ちください) ただし、証明書の発行は換地処分の公告の翌日以降から(翌週 火曜日 1月9日から)となりますので、ご注意ください。

町役場などで書き換えるもの

(平成30年1月9日以降)

書類などの名称	担 当 課	摘 要
◆住民票 ◆印鑑登録 ◆戸籍簿・戸籍の附票	町民生活課 Tel345-1117	町役場で書き換えますので、届出の必要はありません。
◆国民健康保険証 ・被保険者証 ・高齢受給者証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ◆後期高齢者医療被保険者証 ◆心身障害者医療費受給者証	町民生活課 Tel345-1117	1月9日以降、郵送により対象者に送付いたします。不要になった被保険者証及び受給者証は、来庁の際町民生活課、保健福祉課、子育て支援課または杜の丘出張所までお持ちください。
◆介護保険被保険者証	保健福祉課 Tel345-7221	
◆国民年金に加入している方 (年金を受給していない方)	町民生活課 Tel345-1117	手続きは不要です。 ただし、3号被保険者は配偶者の勤務先に届出が必要です
◆国民年金、厚生年金を受給されている方		手続きは不要です。町役場で年金事務所への変更を行います。
◆犬の登録		町役場で書き換えますので、届出の必要はありません。
◆あんしん子育て医療費受給者証 ◆母子父子家庭医療費受給者証	子育て支援課 Tel345-7503	1月9日以降、郵送により対象者に送付いたします。不要になった受給者証は、来庁の際、子育て支援課または杜の丘出張所まで返納してください。
◆児童扶養手当 ◆特別児童扶養手当		対象者へ個別通知します。
◆児童手当 ◆保育所		町役場で書き換えますので、届出の必要はありません。
◆固定資産関係台帳、原動機付き自転車 (125cc 以下のバイク)及び小型特殊自動車の 標識と交付証明書	税務課 Tel345-1116	町役場で書き換えますので、届出の必要はありません。 ただし、法人の事業所は、住所の変更届が必要となります。
◆町内の小・中学校	教育委員会 Tel345-7507	手続きの必要はありません。 (町内の小・中学校以外の学校等については裏面をご覧ください)
◆上下水道関係	上下水道課 Tel345-2850	町役場で書き換えますので、届出の必要はありません。
◆土地、建物等の所在欄	所轄の法務局	土地・建物登記簿の表題部(土地・建物の表示)の所在欄は法務局が書き換えます。(※1参照)

ご自分で届出などが必要なもの

届出の必要な書類	届出先・問合せ先	必要なもの	手続きの方法は
◆個人番号通知カード	町民生活課 Tel345-1117	個人番号通知カード 印鑑・本人確認書類	住所変更の手続きが必要ですので、町民生活課・杜の丘出張所へお持ちください。
◆個人番号カード(マイナンバーカード)		個人番号カード・印鑑	個人番号カードを所有している方は、町民生活課窓口で更新手続きが必要となります。
◆外国人在留カード		在留カード	住所変更の手続きが必要ですので、町民生活課・杜の丘出張所へお持ちください。
◆障害者手帳 ◆自立支援医療受給者証	保健福祉課 Tel345-7221	住所変更届	住所変更の手続きが必要ですので、手帳、受給者証を保健福祉課へお持ちください。
◆共済年金、年金基金、恩給などを受給されている方	受給先	受給者住所変更届	共済組合など年金などを給付している団体へお問い合わせください。
◆厚生年金などに加入している方	勤務先		勤務先を通じて手続きを行ってください。
◆自動車の登録証	宮城陸運支局 Tel235-2517 宮城県軽自動車検査協会 Tel050-3816-1830	車検証 住所変更証明書	車検、名義変更等の際に行ってください。 (詳しくは直接お問い合わせください。)
◆運転免許証	大和警察署 Tel345-0101	運転免許証 住所変更証明書 ※住民票	住所及び本籍の変更を行ってください。住所だけの変更の方は、住所変更証明書だけで結構ですが、本籍も変更になる方は※住民票(有料となります)が必要になります。
◆土地、建物等の不動産の登記名義人住所変更登記	所轄の法務局	登記申請書 住所変更証明書	所有者の住所は変更登記を行ってください。住所変更証明書は無料交付します。(※1参照)
◆電気、ガス、電話などの住所変更	それぞれの機関		住所の変更を行ってください。必要書類は各機関へお問い合わせください。
◆私立幼稚園、町立以外の小・中学校、高校、大学	それぞれの学校等		通園・通学している学校等へお問い合わせください。
その他、許可、認可、免許等で法令により住所変更の届出を要するものは、それぞれ所定の手続きを行ってください。 また、勤務先、取引金融機関等住所を届けているところへは、新しい住所を通知しておくことと確実です。不明な点は、届出先にお尋ねください。 【親戚、知人の方にも住所変更通知用の無料はがき(郵便局から配布されます)でお知らせしてください。】			

※1 登記簿の閉鎖について

1月5日の換地処分により対象地域の登記簿は、土地区画整理登記のため概ね2ヶ月間閉鎖され、土地・建物の登記ができなくなります。土地建物等の所在欄、所有者の表示変更登記などはそれ以降の手続きとなります。なお、閉鎖解除され次第ホームページでお知らせいたします。

お問い合わせ ◇区画整理全般について ・吉岡南第二土地区画整理組合 電話 022-345-6496 ・大和町都市建設課 電話 022-345-7502

◇住所の変更について ・大和町町民生活課窓口サービス係 電話 022-345-1117